

○経済産業省告示第二百十号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月三十日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規</p>	<p>三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規</p>

定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～8 「略」

9 (1)～(6) 「略」

(7) 二の表の罫のの水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブー

定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～8 「略」

9 (1)～(6) 「略」

(7) 二の表の罫のの水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブー

ダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、**チリ、中華人民共和国**（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、

ダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、**中華人民共和国**（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、

レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、
リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカ
ル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリ
シヤス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナ
ミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェー
ル、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、
パナマ、パラグアイ、ペルー、**ポルトガル**、
モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セント
クリストファー・ネイビス、サモア、**サ
ントメ・プリンシペ**、**セネガル**、**セーシエ
ル**、シエラレオネ、シンガポール、スロバ
キア、スロベニア、スリランカ、**スリナム**、
スワジランド、スウェーデン、スイス、シ

レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、
リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカ
ル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリ
シヤス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナ
ミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェー
ル、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、
パナマ、パラグアイ、ペルー、**モルドバ**、
ルーマニア、ルワンダ、セントクリスト
ファー・ネイビス、サモア、**セネガル**、
セーシエル、シエラレオネ、シンガポール、
スロバキア、スロベニア、スリランカ、**ス
ワジランド**、スウェーデン、スイス、シリ
ア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、英

リア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、
英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベト
ナム、ザンビア

国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナ
ム、ザンビア

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 三の九の(7)中「スワジランド」を「スリナム、スワジランド」に改める改正規定 平成三十年十月三十一日

二 三の九の(7)中「中華人民共和国」を「チリ、中華人民共和国」に改める改正規定 平成三十年十一月二十五日

三 三の九の(7)中「モルドバ」を「ポルトガル、モルドバ」に改める改正規定 平成三十年十一月二十六日

四 三の九の(7)中「セネガル」を「サントメ・プリンシペ、セネガル」に改める改正規定 平成三十年十

一月二十八日